

## 令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務委託 公募要領

### 1 事業の趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、公演等の活動を休止した舞台芸術分野(演劇、音楽、舞踊、古典芸能等)の団体及び個人等(以下、「団体等」という。)に対し、活動再開・継続のための発表・活動の場を創出するとともに、文化庁移転を契機に、府全域で様々な公演を実施することで、府民に様々な文化体験の機会を提供する。

### 2 業務の概要

- (1) 業務名 令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務委託
- (2) 業務内容 別紙1「令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約日から令和5年2月28日(火)まで
- (4) 委託上限額 1つの「劇場・音楽堂等」(劇場・音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第1項に定める施設。以下「劇場」という。)あたり5,000千円(消費税及び地方消費税を含む。)

### 3 公募参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (3) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (4) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
  - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

- (7) 京都府内に立地し、その利用料金が、ホームページやパンフレット等で明示され広く公開されている劇場を管理・運営する者

#### 4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町(2号館2階)  
京都府文化スポーツ部文化芸術課  
電話 075-414-4279 FAX 075-414-4223  
メールアドレス [bungei@pref.kyoto.lg.jp](mailto:bungei@pref.kyoto.lg.jp)

(2) 公募要領等の配布

ア 配布期間:公募開始日～令和4年6月20日(月)(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで)

イ 配布場所及び受付場所

上記(1)の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「京都府の文化芸術情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/bungei/index.html>)からダウンロードできる。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限:令和4年6月20日(月)正午[必着]

※提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所:(1)に同じ。

ウ 提出方法:持参(平日の午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで。提出期限日のみ、午前9時から正午までとする。)又は郵送(書留郵便に限る。)

#### 5 事前説明会

実施しない。

#### 6 質疑・回答

(1) 受付期間:公募開始日～令和4年6月2日(木)午後5時必着

(2) 質疑方法:質問は文書により提出すること。持参のほか、FAX 又は電子メールにより、4(1)に提出すること。ただし、FAX又は電子メールの場合は、電話により着信確認をすること。

※企画提案書の評価に係る質問には回答できない。

(3) 質疑様式等:様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。

ア 件名は「令和4年度京都府文化団体等活動継続支援業務委託に関する質問」とすること。

イ 質問者の団体名、部署名、役職・氏名、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスを記載すること。

ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。

(4) 回答日:令和4年6月8日(水)

(5) 回答方法:質問への回答は京都府ホームページ「京都府の文化芸術情報」

(<https://www.pref.kyoto.jp/bungei/index.html>)に掲示し、個別には回答しない。

## 7 応募書類

### (1) 提出書類

別紙2「企画提案応募提出書類一覧」のとおり。

### (2) 企画提案書の作成方法

別紙3「企画提案書作成要領」のとおり。

なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

### (3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本公募手続における契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 提出された企画提案書は、受託候補事業者の選定以外には、提案者に無断で使用しない。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがある。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

## 8 評価方法等

### (1) 評価基準

別紙4「企画提案の評価基準」のとおり

### (2) 評価方法

応募書類の内容について、外部有識者の意見(評価基準に基づく採点等)を聴取した上で評価する。

### (3) 選定方法

ア 失格者を除いた者のうち、まずは、劇場が立地する地域別に選定を行うこととし、以下の①～⑥の各地域について、(2)の総合点が最も高い企画提案を、それぞれ選定する。その後、京都市内を含めた全ての地域について、(2)の総合点が最も高い企画提案から順に、予算の範囲内で選定する。

① 乙訓地域(向日市 長岡京市 大山崎町)

② 山城北地域(宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、久御山町、井手町、宇治田原町)

③ 山城南地域(木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村)

④ 南丹地域(亀岡市 南丹市 京丹波町)

⑤ 中丹地域(福知山市 舞鶴市 綾部市)

⑥ 丹後地域(宮津市 京丹後市 伊根町 与謝野町)

イ 総合点が同じ者がいる場合には、「評価基準」中、提案項目①(企画・運営)の「的確性」の合計点が高い者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は、選定しない。

### (4) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本公募要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 見積書の金額が2(4)の委託上限額を超える場合
- エ 京都府の示す仕様を満たさない提案を行った場合
- オ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- カ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- キ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 9 選定結果の通知・公表

選定後、提案者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、以下の項目について京都府ホームページ「京都府の文化芸術情報」において公表する。

### 【公表事項】

- (1) 選定された者の名称
- (2) 応募件数
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

## 10 契約手続

- (1) 企画提案が選定された事業者を契約交渉の相手方候補者とし、京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で、協議が調った場合に、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則第159条第2項各号のいずれかに該当する場合は契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則事業終了後の精算払いとする。ただし、受託者からの請求により、その必要があると認められる時は、前金払ができるものとする。
- (4) 候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位となる企画提案を行った者を候補者とする。

## 11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書は、1つの劇場につき、1提案に限る。ただし、京都府内で複数の劇場を管理運営する事業者は、それら複数の劇場について提案を行うことができる。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び見積書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求められることがある。
- (5) すべての提出書類の作成、提出等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)に定める単位とする。